

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年5月10日（木）午後1時30分から午後2時13分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員（10人）

| | | |
|---------|-----|-----------|
| 会 長 | 6番 | 齊 藤 常 夫 |
| 会長職務代理者 | 5番 | 中 山 雅 史 |
| 委 員 | 1番 | 谷 口 眞 一 |
| 委 員 | 2番 | 菊 地 典 夫 |
| 委 員 | 3番 | 豊 島 利 夫 |
| 委 員 | 4番 | 栗 原 哲 |
| 委 員 | 7番 | 羽 田 茂 |
| 委 員 | 8番 | 宮 田 一 日 出 |
| 委 員 | 9番 | 飯 泉 秀 夫 |
| 委 員 | 10番 | 矢 口 剛 |

農業委員会事務局職員（3人）

| | |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 古 谷 隆 夫 |
| 事務局長補佐 | 石 神 正 夫 |
| 主 査 | 大久保慎太郎 |

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画

議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
の決定について（中間管理事業）
農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第 5 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（古谷事務局長）

定刻となりましたので、平成 30 年 5 月定例総会を開催いたします。

皆様方には携帯電話等につきまして、電源を切るか、マナーモードにしてくださいませすようお願いいたします。

それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 議長（齊藤会長）

5 月の定例総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

まずは、田植えの非常にお忙しい時期に、総会にご出席を頂きまして厚く御礼申し上げます。

特に、認定農業者の皆さんをはじめ大規模経営をしている方は、まだまだ田植えが残っており、多忙の中での総会出席となり誠に有難うございます。

さて、今月は各種会議が予定されています。まず、5 月 17 日に茨城県農業委員会会長・事務局長会議、続いて、5 月 25 日に農業委員会つくば地域協議会定例総会、さらに、5 月 30 日に全国農業委員会会長大会並びに茨城県選出与党国会議員への独自要請集会があります。

それぞれの会議結果については、6 月の農地利用最適化推進連絡会の場で報告します。本日は会議が予定されていることを報告しておきます。

本日の総会は、議案 6 件と報告事項 3 件となっています。総会が終わったら農作業に戻る方もいると思いますので、できる限り早く終わるように努めてまいります。議案審議は慎重かつ確実に進めて頂くようお願いいたします。

以上を申し上げ、簡単ですが挨拶と致します。よろしくようお願いいたします。

1. 事務局（古谷事務局長）

ありがとうございました。

本日の出席委員は、農業委員10名中10名であります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の選出ですが、私議長にご一任していただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声）

異議なしの声がございましたので、異議なしと認め指名させていただきます。

5番中山会長職務代理者、7番羽田委員を議事録署名委員に選出いたします。

よろしくお願いいたします。

書記については、事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせていただきます。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は5件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は資材置場のための賃貸借となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は、3,090㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■、地目は登記現況とも畑、面積は413㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は駐車場整備のための売買となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■、地目は登記現況とも畑、面積は288㎡でございます。

続きまして受付番号4番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、**■**字**■**番**■**，地目は登記，現況とも畑，面積は207㎡，**■**
■字**■**番**■**，地目は登記，現況とも畑，面積は89㎡，合計2筆
296㎡でございます。

続きまして受付番号5番，申請理由は物置建築のための売買となっております。
申請地は、**■**字**■**番**■**，地目は登記現況とも畑，面積は59㎡でございます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりましたので，現地確認及び書類審査の報告をお願いします。
まず，伊奈地区を担当していただきました，調査部会2班の8番宮田委員よりお願いいたします。

1. 宮田委員

5月2日に行いました書類審査及び現地調査結果についてご報告いたします。

当日は，齊藤会長，豊島委員，谷口委員，古谷事務局長，大久保主査，そして私で実施しました。

受付番号1番，地図は3ページになります。

場所は，取手ゴルフ場前の県道を牛久方面に向かい大和田集落に入る十字路を左折した右側になります。

申請地はきれいな畑となっており，南側には携帯電話のアンテナが，北側には住宅が建っています。

申請地の農地区分は，概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は，申請地3,090㎡を利用し，足場機材を230から290棟分を置き，普通乗用車20台，2tトラック12台を駐車する計画となっております。

申請者は，同一大字内に支店を有しており，事業計画に関する書面，事業経歴書等により，資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番，地図は4ページになります。

場所は，伊奈郵便局の十字路を伊奈東側に向かって，約500メートル入った右側になります。地図では黒く塗ってありますが，細く突き出た部分が接している道路には下水道が通っています。申請地の右隣，道路の反対側には住宅が建っています。また，申請地はきれいに管理されておりました。

申請地の農地区分は，水管，下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって，

容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地から概ね500メートル以内に■■■■■，■■■■■の2以上の医療施設があることから3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地413㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、自己住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は5ページになります。申請地は取手ゴルフ場前の県道を牛久方面に向かって、大和田集落入り口の十字路を右に入った左側にあります。

申請地前の道路の反対側には工場があり、申請地はきれいになっておりました。申請地の右側は倉庫が建っており、左側には採石が敷いてあります。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

申請者は、申請地288㎡を利用し、駐車場を整備する計画となっております。

関係法令との調整も行っており、駐車場を整備するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、谷和原地区を担当していただいた、調査部会3班の4番栗原委員にお願いいたします。

1. 栗原委員

はい。5月2日午後1時20分から、齊藤会長、飯泉委員、私と、事務局から古谷事務局長、大久保主査と行った書類審査及び現地調査結果についてご報告いたします。

受付番号4番、地図は6ページになります。

申請地は、新守谷駅及び開智望小学校の北側に位置し、周辺も宅地化が進んでいる場所になります。

申請地の農地区分は、先ほど申しあげましたとおり、関東鉄道常総線 新守谷駅改札口から300m以内に位置することから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地2筆合計296㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

関係法令との調整も行っており、自己住宅建築のための許可要件を満たしている

考えます。

続きまして受付番号5番，地図は7ページになります。

申請地は，細代新農村集落センターの南側に位置しております。周辺も住宅が多く，申請地の農地区分は，住宅等が連たんしており，土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため，2種農地と判断いたします。

申請者は，自己住宅に隣接する申請地59㎡を利用し，物置を建築する計画となっております。

関係法令との調整も行っており，物置を建築のための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい，ありがとうございました。

書類審査及び現地調査の報告が終わりましたので早速，審議に入ります。

まず，受付番号1番につきまして，ご意見，ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので，受付番号2番について，ご意見，ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので，受付番号3番について，ご意見，ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

続いて，受付番号4番について，ご意見，ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので，採決いたします。議案第1号について原案の通り許可すること

に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。議案第2号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定は、1件となっております。

8ページをご覧ください。受付番号1番ですが、太陽光発電設備の送電用ケーブル設置のため、申請人より平成30年3月26日に農地法第3条により区分地上権の設定を行う申請があり、平成30年4月総会で可決されました。今回、太陽光発電設備の送電用ケーブル埋設工事のための一時転用が申請されたものです。

申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積1,724㎡、■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記、現況とも畑、面積1,078㎡、合計2筆2,802㎡でございます。

平成31年5月31日までの一時転用となっております。

事業計画につきましては、別紙「参考資料」をご覧ください。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。

調査部会2班の10番矢口委員よりお願いいたします。

1. 矢口委員

はい。5月2日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

当日は、齊藤会長、豊島委員、宮田委員、私と、古谷事務局長、大久保主査の6人

で書類審査と現地調査を行いました。

受付番号1番、地図は9ページになります。

板橋から取手ゴルフ場の方に向かって、左側の地区になりますが、お手元の参考資料の丸で囲まれたところになります。

申請地の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地2筆合計2,802㎡を利用し、太陽光発電設備の送電用ケーブル埋設工事をするために申請されたもので、平成31年5月31日までの一時転用となっております。

関係法令との調整も行っており、太陽光発電設備の送電用ケーブル埋設工事のための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい。ありがとうございました。

調査部会の報告が終わりましたので、早速審議に入ります。

議案第2号について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手あり）

1. 飯泉委員

はい。9番飯泉です。

ここにケーブルを埋設しますが、この工事後の確認というのはどのように行うのでしょうか。

1メートル20センチの深さで均一に埋設されているのかなどが、農地として利用する際には重要になってくると思うのですが、確認方法を教えていただきたいと思えます。

よろしく願います。

1. 議長（齊藤会長）

はい、では事務局から説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。5条の転用許可書の交付の際には、どの案件も同様に、完了届の提出ということで、図面や写真等を提出いただくことになっております。これらの書類で確認をしていきます。

1. 議長（齊藤会長）

飯泉委員，よろしいですか。

（飯泉委員頷く）

1. 議長（齊藤会長）

他にありますか。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので，採決いたします。

議案第2号について，原案のとおり許可相当と進達意見をすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。

全員賛成により，議案第2号は原案どおり許可相当と進達意見をすることに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして，議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は3件となっております。

10ページをご覧ください。

受付番号1番，申請地は■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積177㎡の自作地，契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積810㎡の小作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記現況とも畑、面積866㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の報告をお願いします。

調査部会3班の9番飯泉委員よりお願いいたします。

1. 飯泉委員

5月2日に行いました書類審査、現地調査結果について報告いたします。

当日は、齊藤会長、栗原委員と私、事務局から古谷局長、大久保さんの参加をいただいて書類審査、現地調査を行いました。

まず、受付番号1番、地図は11ページになります。

申請者は自作地約140アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稲と野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆177㎡で、贈与により譲り受け、申請者が所有する袋地となっている畑と一体的に利用し、今回の申請地を出入口として活用して、耕作の利便性の向上を図るものです。

続きまして受付番号2番、地図は12ページになります。

申請者は自作地約161アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲と野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆810㎡で、申請者の所有する田と一体的に利用しており、既に譲受人が小作地として水稲の栽培を行っている農地になります。その小作している田を売買により譲り受けるものです。

続きまして受付番号3番、地図は13ページになります。

申請者は自作地約172アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆866㎡で、規模拡大のため売買により譲り受け、野菜、果樹を作付する予定となっております。

地図の13ページですが、こちらにつきましては[REDACTED]の北隣の農地になります。ほぼ長方形の土地ですが、白く欠けている部分については、他の方の所有となっております。

このようなかたちで、書類審査、現地調査を実施しましたが、1から3番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

それでは審議いたします。受付番号1番について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第3号について、許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を総括表によりご説明いたします。

14ページをご覧ください。

まず、新規案件といたしまして、田が11筆で23,653㎡、畑が2筆で、3,690㎡、合計13筆で、27,343㎡です。貸し手が7人、借り手が7人となります。期間は平成30年6月1日の設定開始となります。

続いて、更新案件といたしまして、田が6筆7,910㎡、畑が5筆で、3,848㎡、合計11筆で11,758㎡です。貸し手が5人、借り手が5人となります。同じく期間は、平成30年6月1日の設定開始となります。

総計では、田が17筆31,563㎡、畑が7筆で、7,538㎡、合計24筆で、39,101㎡です。貸し手が12人で、借り手が12人となります。

詳細につきましては、15ページから16ページになります。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたのでこれより審議いたしますが、15ページの受付番号18番から16ページの最後24番までは、中山会長職務代理者が議事参与となっておりますので、2つに分けて審議していきたいと思っております。

まず、受付番号1番から17番までを審議していきたいと思っております。こちらについて、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

受付番号1番から17番について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号1番から17番については原案のとおり決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号18番から24番を審議いたしますので、中山会長職務代理者の退室をお願いいたします。

（中山会長職務代理者退室）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、受付番号18番から24番について、ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

受付番号18番から24番について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号18番から24番について原案のとおり決定いたしました。

中山会長職務代理者の入室を認めます。

（中山会長職務代理者入室）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。17ページをご覧ください。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の

決定について（中間管理事業）」を総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が5筆で、6,063㎡、合計5筆で、6,063㎡となります。貸し手が1人、借り手が1団体となります。権利の設定開始は、平成30年7月1日からとなります。詳細につきましては18ページをご参照ください。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第5号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。19ページをご覧ください。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規案件のみです。田が43筆で、65,102㎡、畑が6筆で、4,219㎡、合計49筆で、69,321㎡となります。貸し手が12人、借り手が2人となります。

期間は、平成30年7月1日からとなっております。こちらについては、市から意見を求められているものです。

詳細につきましては、20から22ページをご参照ください。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、審議いたしますが、こちら受付番号6番から最後の49番までが中山職務代理者が議事参与となっておりますので、二つに分けて審議していきます。

まず、受付番号1番から5番までを審議いたします。こちらについて、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

受付番号1番から5番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号1番から5番については、全員賛成により承認することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、受付番号6番から49番までを審議いたします。

中山会長職務代理者の退室をお願いいたします。

（中山会長職務代理者退室）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、受付番号6番から49番について、ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、飯泉委員どうぞ。

1. 飯泉委員

はい。9番飯泉です。

賃借料ですが、受付番号25番だけ違っていますが、この辺のところは相対なので他と違うということでしょうか。

1. 議 長（齊藤会長）

はい，事務局から説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

賃借料については地権者と借りる方で決めていただいておりますので，こちらのキロ数についても当事者同士で決めていただいたものとなっております。

1. 議 長（齊藤会長）

よろしいでしょうか。

（飯泉委員頷く）

1. 議 長（齊藤会長）

その他ありますか。

（挙手なし）

ないようですので，私から1点質問をさせていただきます。

受付番号26番から29番は，地権者と配分を受ける者がそれぞれ中山職務代理者ですが，こちらについてどういう状況なのか事務局で説明していただきたいと思っておりますので，よろしくをお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

この案件ですが，昨年6月総会で「農用地利用集積計画」及び「農用地利用配分計画」が可決されましたが，平成30年4月24日に合意解約が提出され，「農用地利用配分計画」（担い手）の変更によるものです。

農地中間事業は，担い手にまとまりのある集約した形で農地を利用できるよう貸付けることを目的としております。

担い手が農地の所有者であっても，隣接にある別の所有者の農地と一体的に農地を利用するために，担い手所有の農地を中間管理事業から配分を受けるのは問題ないということを確認しておりますので，ご報告をさせていただきます。

1. 議 長（齊藤会長）

はい，ありがとうございます。

その他，ご質問はありますか。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。受付番号6番から49番について、承認するすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号6番から49番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

中山会長職務代理者の入室を認めます。

(中山会長職務代理者入室)

1. 議長(齊藤会長)

議案は以上でございます。

続きまして、報告事項について事務局よりお願いします。

1. 事務局(古谷事務局長)

はい。報告事項①「農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。23ページをご覧ください。

今回、専決処分したものは3件です。

受付番号1番、小絹地区の登記畑、現況宅地の2筆、面積は2筆合わせまして、971㎡です。集合住宅及び通路として利用するための届け出になります。

受付番号2番、こちらも小絹地区の登記畑、現況宅地の2筆、面積は2筆合わせまして、296㎡です。こちらも集合住宅として利用するものです。受付番号1番と隣接しており、一体的な利用になります。

受付番号3番です。谷井田地区の登記畑、現況畑、1筆、197㎡です。集合住宅建設のための転用になります。

続きまして、報告事項②「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。24から25ページをご覧ください。今回、専決処分したものは、10件になります。

みらい平地区が7件、谷井田地区が2件、小絹地区が1件です。

申請理由につきましては、自己住宅建設が8件、建売住宅建設が1件、住宅用地としての転用が1件です。

報告事項③「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。議案書は26から28ページになります。

今回の合意解約は9件です。

解約の理由ですが、9件中7件につきましては、耕作者変更のための解約になります。今後は別の耕作者が耕作することになります。

受付番号1番と9番につきましては、売買により解約するものです。先ほど、議案第1号、議案第3号でご審議いただいた農地でございます。

報告案件は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、5月定例総会を閉会いたします。